

国立病院機構の医業未収金支払案内等業務

(平成20年10月から平成23年9月 民間競争入札実施事業)

に対する事業の評価(案)の概要

平成22年12月15日

内閣府公共サービス改革推進室

- 1 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。)第7条第8項に基づく国立病院機構の医業未収金支払案内等業務(平成20年10月から平成23年9月)の事業の評価は以下のとおり。

- (注) 1 公共サービス改革法第7条第8項の規定により、内閣総理大臣は、競争入札対象公共サービスの実施期間の終了にあわせて、競争入札対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を行い、必要が生じたときは、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成するものとする。内閣府の評価は、国の行政機関等が良質かつ低廉な公共サービスを実現するために、事業の終了時に事後チェックを行うためのものである。
- 2 独立行政法人 国立病院機構所管の医業未収金支払案内等業務は、公共サービス改革法第7条に基づく公共サービス改革基本方針(平成19年10月26日閣議決定)の別表(7独立行政法人の業務(4))に「国立病院機構の医業未収金の徴収業務について、複数の病院の業務を適切な規模に統合した上で、民間競争入札を実施する」と掲げられ、公共サービス改革法第14条に基づく民間競争入札(以下「民間競争入札」という。)を実施することとされた。
- 3 本事業の業務内容は、「債権管理回収業に関する特別措置法」(平成10年法律第126号)第3条に基づく法務大臣の許可を受けた債権回収会社(サービサー)が、医業の未収金に関して未払者に対して行う支払案内業務、支払方法の相談業務、集金業務。ただし、業務の実施にあたっては「弁護士法」(昭24年法律第205号)第72条に抵触しない範囲内で業務を実施する。医業未収金はサービサーによる請求行為等ができない債権となっている。民間事業者は、日立キャピタル債権回収株式会社。

- 2 国立病院機構は現在、民間事業者と契約解除により本事業を終了することとしている。内閣府の評価(別紙)において本事業は多くの課題が明らかとされており、業務全体の見直しが必要なものと考えられる。

(注) 22年度以降の本事業のあり方については、「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)別表において、「事業の実施状況を見つつ、民間競争入札の対象拡大を更に検討する」とされている。

- 3 従って、国立病院機構が民間事業者と合意解約を行い、契約解除後に各病院が自主的に回収を行うことはやむを得ないものとする。

- 4 また、弁護士法第72条による業務制限が医業未収金の債権回収の民間委託の制限となっていることから、厚生労働省は、本年9月に公共サービス改革法の特例等を設けることについて内閣府に要望を提出している。今後の本事業のあり方を考える際には、法改正要望の取扱いについて、関係府省の間で協議を行う必要があるものと考えられる。

以上

(別紙) 内閣府の評価において明らかとされた事項は以下のとおり

- ① 委託82病院全体の入金率は事業1年目、2年目とも、達成目標(要求水準)を大幅に下回り、国立病院機構により設定された最低水準も下回っていること
- ② 厚生労働省が弁護士法第72条の制約を受けないで本事業が行えるよう要望したものの実現せず、対象事業は支払案内業務となったこと
- ③ ただし、支払案内業務を前提に事業者選定、事業が実施された経過を踏まえると、国立病院機構、民間事業者が目標未達の要因のほとんどを弁護士法第72条による制限に帰しているのは妥当でないと考えられること
- ④ 民間事業者は、医業未収金の支払案内業務の経験がなく、落札者決定の妥当性に問題があること。また、委託債権額が予想より少なく、委託費(実績報酬)が小額との理由で意欲的に業務を実施していないこと
- ⑤ 契約書上において、民間事業者に業務を確実に履行させる規定が不明確であったこと
- ⑥ 国立病院機構は、民間事業者の業務の実施状況に対するモニタリングと改善指示が妥当ではなく、業務管理体制が不十分であった可能性があること
- ⑦ 国立病院機構が民間事業者から、債権を引継ぐ際に多数の項目の入力作業を要求され、その提案を受け入れたこと。また、入力作業が滞ったこと等により、委託される債権が当初予定を下回ったこと
- ⑧ 本事業の委託費(実績報酬)の実績報酬率の設定や実績報酬による支払方法のあり方について検討する必要があること